

令和5年4月11日

会 員 各 位

中央研修所統轄 三浦勝也

業務部長 嶋田不二雄

令和5年度著作権相談員養成研修について

今年度の著作権相談員養成研修について、引き続き新型コロナウイルス感染症対策等を目的として通常の集合研修は行わず、日本行政書士会連合会中央研修所研修サイトに令和5年4月3日より配信された、VOD研修（効果測定の受験も含む）を利用することといたしましたのでお知らせします。

同研修の取り扱いその他詳細については別紙のとおりとなりますので、受講を希望される会員は内容ご確認の上適宜対応お願いいたします。

同研修は、平成21年度より実施されており、その修了者となった著作権相談員の名簿について文化庁、公益社団法人著作権情報センター、一般財団法人ソフトウェア情報センターの3団体へ提出し、各地で著作権問題に取り組んでいる著作権相談員の積極的な活用の申し入れをしております。是非積極的な受講をお願いいたします。

記

【研修の場所】

日本行政書士会連合会 中央研修所研修サイト <https://gyosei.informationstar.jp/>
> (ログイン) > 講座一覧 > 業務研修 > 著作権相談員養成研修
> 令和5年度著作権相談員養成研修

【添付資料】

別紙 令和5年度著作権相談員養成研修の取扱いについて

以上

令和5年度著作権相談員養成研修の取扱いについて

1 「著作権相談員養成研修」とは

「著作権相談員養成研修」は、著作権相談員を養成することを目的とし、次のテキスト4種を使用した研修を受講の上、効果測定を受験し、名簿登載基準を満たした会員について、著作権相談員として認定し名簿に登載します。また、関係団体への著作権相談員名簿の名簿提出をもって、行政書士の著作権業務における積極活用を申し入れることを目的としています。

なお、本研修は、既存の著作権相談員のレベルアップ等を目的とした研修ではありませんが、著作権法改正内容を反映していることから、既存相談員の受講も可能です。

(著作権相談員ブラッシュアップ研修は別途日行連中央研修所サイトで受講が可能です)

<提出先>

- ・文化庁
- ・公益社団法人 著作権情報センター
- ・一般財団法人 ソフトウェア情報センター

2 テキストについて

下記より、該当のテキスト等をダウンロードして御利用ください。

日本行政書士会連合会 中央研修所研修サイト <https://gyosei.informationstar.jp/>

> (ログイン) > 講座一覧 > 業務研修 > 著作権相談員養成研修

> 令和5年度著作権相談員養成研修

> 資料ダウンロード

<使用テキスト>

- (1) 参考資料①文化庁著作権テキスト (令和4年度版)
- (2) 参考資料②文化庁_登録の手引き (2021年1月版)
- (3) 参考資料③SOFTIC_プログラム登録の手引き (2021年6月版)
- (4) 参考資料④文化庁_裁定の手引き (2021年4月版)

※一般財団法人ソフトウェア情報センターでは、行政書士会の研修用に作成された冊子

((1冊1,100円(税込・送料別)))を販売しています。ご注文は、

(<https://forms.softic.or.jp/program/>)からお願いいたします。

3 研修の実施と受講について

(1) 本研修の受講方法

連合会中央研修所研修サイトに登載されている同講義を各会員が個人視聴する受講スタイルとなります。

(2) VOD研修の受講期間は、令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木)までとなりますご注意ください。期限までに効果測定まで完了しない場合は、修了とみなされません。

(3) 本年度VOD研修を受講し修了した会員の著作権相談員カードについては、令和5年9月及び令和6年4月頃を目途に本会を經由して配付となる予定です。

4 効果測定について

(1) 効果測定問題の増設について

効果測定問題については、中央研修所研修サイトのシステム上、回答時間を設けられないことから、VOD研修上は無制限とすることといたしました。それに伴い、受講会員の知識の担保を目的として、効果測定問題を増設しておりますので、ご承知おき下さい。

(2) VOD研修の効果測定について

中央研修所研修サイトに登載されている著作権相談員養成研修については、全ての講義を視聴完了した場合のみ、効果測定が受験できるようシステム化されています。また、講義部分の視聴については繰り返し視聴可能ですが、効果測定については1回のみのお返

制限となっております。時間についてはシステム時間についてはシステムの都合上、無制限となっております。

注意事項

- ・効果測定は、著作権相談員名簿への登載希望者を対象として実施するもので、同測定で一定の成績を収めることが名簿登載の条件です。
- ・効果測定基準は30問（100点満点）中21問（70点）以上正答することとしています。
- ・既に名簿に登載されている方は、VODの受講は可能ですが効果測定を受講していただくなくても結構です。また、既に名簿に登載されている方が効果測定を受けた結果、登載基準に達しない場合でも名簿登載には影響しません。ただし、著作権カードの交付は致しません。
- ・名簿への登載項目は「所属会」「氏名」「事務所所在地」「電話番号」「登録番号」「管理番号（日行連で採番）」です。
- ・不合格の場合は本年度の再受験はできませんので、次年度以降、本研修が再登載される際に再度ご受講ください。

以上